

共同実施だより

平成21年3月 日
第1支部共同実施
担当 安倍川中学校区

「1支部学校事務の共同実施」簡単紹介

共同実施が始まって4年経ちました。「共同実施」についてより理解していただくために、1支部の活動と併せて簡単に紹介します。

政令市になってから給与事務や旅費事務についての重要性が増しました。それまでは、教育事務所や県教育委員会が行っていた事務について、政令市については政令市の教育委員会が全てを行うことになったためです。そこで、共同実施として支部を1つの組織としてとらえ事務処理だけでなく、学校経営参画を主体として学校事務の活動を行っています。

1支部では正確で適正な事務処理のため、給与担当、旅費担当に分かれ、支部全体の確認事務を行っています。また、以前では全員を対象に行われていた退職手当等の説明も、支部の代表が参加し、その内容を支部の事務職員に伝達講習します。このことからわかるように支部が1つの組織となっています。

1校よりも支部で取り組めば、より大きな取り組みができます。

支部全体で取り組んだ例として「共同実施だより」や「旅行命令簿の事前作成」があります。

「共同実施だより」は支部の職員の方に同じ情報を提供するためや共同実施の活動を知らせるため発行しています。読んだ感想はいかがですか。どんなことでもよいので感想、ご意見等をお聞かせください。

「旅行命令簿の事前作成」は忙しい教職員に少しでもゆとりができればと本年度から取り組みを始めました。用務や用務先の記載が統一されたことも良かったと思います。

中学校区の単位でも就学援助の配布文書や配布時期を統一する取り組みをしています。

支部での取り組みについて、こんな取り組みをしてほしい等のご意見がありましたらぜひ、お寄せください。



現在は変化が激しく、情報も多く、各校だけでは対応しきれないことも、共同実施会で様々な情報交換を行うことで、整理して情報を発信することができます。また、個々の実践を報告しあうことで自校に役立てています。

今年度から用務員さんの共同実施が始まりましたし、来年度は市の事務員さんを含めた共同実施の活動を行う予定です。学校職員の一員として、よりよい学校作りのために共同実施が貢献できたらと思っています。

第1支部学校事務共同実施副主任
静岡市立安倍口小学校 安本賀美子

新年度の準備に向けて

☆ 年度替わりの忙しい時期を迎えました。みなさんのご家庭の中でもいろいろな節目を迎えられることと思います。下記のような該当はありませんか？該当がありましたら早めにお知らせください ☆

扶養手当：扶養親族の状況に変更はありませんか？

- * 配偶者等の就職・退職
- * 子どもの大学進学、就職
- * 結婚・出産の予定がある

住居手当：転居や家賃額の変更はありませんか？

- * 移転、新築の予定がある
- * 賃貸契約に変更がある
- * 世帯主が変わる

**口座変更
給与・旅費の口座を
変更等は事前に連絡を
ください**

**通勤手当：通勤方法、経路の変更
はありませんか？**

- * 通勤方法を変えたい
- * 育児・介護の送迎に変更がある

今後の予定

3月
19(金)給与支給日
26(木)新任校訪問
30(月)旅費支給日
4月
3(金)～5(日) 53回 静岡まつり
21(火)給与・旅費支給日

『立つ鳥跡を濁さず』(下記参照)

という言葉にふさわしい整理をしましょう。気をつけたいのは公文書！！現任校で作成した公文書を新任校へ持っていくことのないように、また、整理の際に保存しておくべき公文書を誤って廃棄することのないようにしましょう。

(参照) 去っていくものは跡を見苦しくないようにする

☆ 一年間、共同実施だよりをご愛読いただきましてありがとうございました ☆